

借金の返済にお困りの方を対象とした 弁護士による無料相談会を開催します

借金の返済等の相談に弁護士が応じます。契約書や督促状など債務の状況がわかる書類を持参のうえ、終了時間の30分前までに会場にお越しください。(ただし、受付時間内でも、人数が多い場合は、受付を制限する場合がありますので、ご了承ください。)

また、高知県立消費生活センター及び四万十市役所の会場では「こころの健康相談会」をあわせて開催しますので、債務等の理由で、心身に不調を抱えておられる方は、是非ご相談ください。

開催日時	場 所
9月24日(日) 13時~16時	高知県立消費生活センター(高知市旭町3-1-15ソーレ2階)
9月25日(月) 17時~20時	高知市消費生活センター(高知市本町5-1-45高知市役所1階)
9月26日(火) 17時~20時	四万十市役所(四万十市中村大橋通4-10)

※開催日により、会場や時間が異なりますので、ご注意ください。

上記無料相談会についての問い合わせ先

借金の返済に関すること：高知県県民生活課 TEL：088-823-9653

こころの健康に関すること：高知県障害保健支援課 TEL：088-823-9669

上記の日程で来られない方は、高知県立消費生活センターでも、定期的に弁護士による多重債務の無料法律相談会を開催しています。詳しくは裏面の「消費生活センター便り」をチェック！

クイズで学ぼう！消費生活のキホン(問い)

Q. クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまっちゃん

- ① 36回分割払い
- ② リボルビング払い(リボ払い)
- ③ ボーナス1回払い

出典:「社会への扉-12のクイズで学ぶ自立した消費者-」(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/student.html#material

答えは次のページ →